

速度取締り指針

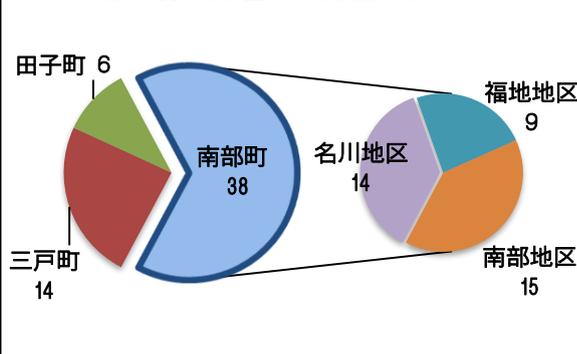
三戸警察署の速度取締り重点

重点路線	区 域	規制速度
国道4号	管内全域	50・60km/h
国道104号	管内全域	40・50・60km/h
県道三戸南部線	主に三戸町内	40km/h
県道櫛引上名久井三戸線	主に三戸町内	40km/h
広域農道	南部町内	50km/h

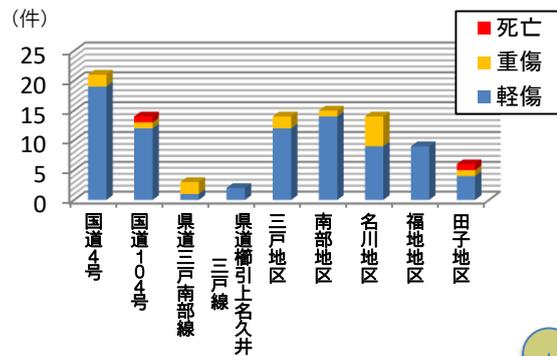
★ 重点路線以外の場所であっても、取締りを実施することがあります。

三戸警察署管内における交通事故実態(過去3年・7月～12月分)

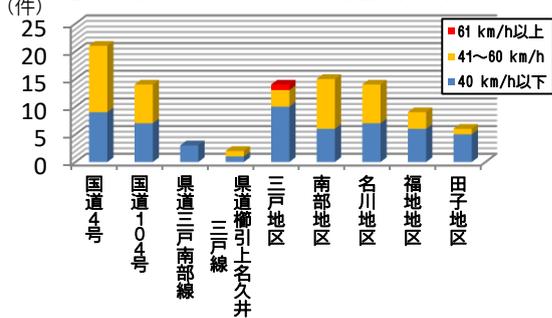
地区別の交通事故発生件数(件)



主要路線・地区の人身事故発生状況



主要路線・地区の危険認知速度の件数



- 三戸警察署管内では、過去3年の7月～12月、人身事故が58件発生しており、うち死亡事故が1件、重傷事故が9件発生しています。
- 死亡事故は、令和5年7月に田子地区の国道104号上で発生しています。
- 町別では、南部町で38件、三戸町で14件、田子町で6件発生しています。

※ 危険認知速度とは、運転者が相手を認め、危険を感じたときの速度で、速度が高くなると死亡率が高くなります。

その他の交通指導取締り要点

- 交通事故に直結する交差点関連違反(信号無視、一時不停止、横断歩行者妨害)の取締りのほか、携帯電話使用、シートベルト・チャイルドシートについても取締りを強化します。
- 悪質性・危険性の高い飲酒運転や無免許運転の取締りについても強化します。
- 子どもを交通事故から守るため、通学路における取締りや警戒活動を実施します。
- 交通量の多い国道4号及び国道104号においては、運転者への注意喚起を図るため、パトカーによる警戒走行・駐留警戒を実施します。

交通指導取締りは、交通事故の抑止と被害の軽減を図る目的で実施しています。